

第163回 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染症予防のため、株主総会当日のご出席に代えて、同封の書面またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席の株主様へのお土産の用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



開催日時

2021年6月24日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

大阪市北区堂島浜二丁目2番8号
当社本社 12階大ホール

（末尾の「株主総会会場案内図」等をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

書面（議決権行使書）および
インターネット等による議決権行使期限
2021年6月23日（水曜日）午後5時30分まで

株主各位

大阪市北区堂島浜二丁目2番8号

東洋紡株式会社

代表取締役社長 竹内郁夫

第163回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第163回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月23日（水曜日）当社営業時間終了の時（午後5時30分）までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 大阪市北区堂島浜二丁目2番8号
当社本社 12階大ホール
（末尾の「株主総会会場案内図」等をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第163期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第163期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、同一の方法により、重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎次の事項につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://ir.toyobo.co.jp/ja/ir/stock/shareholder.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ① 事業報告の会社の支配に関する基本方針
 - ② 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
 - ③ 連結計算書類の連結注記表
 - ④ 計算書類の株主資本等変動計算書
 - ⑤ 計算書類の個別注記表
- 従いまして、監査役が監査報告書を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知添付書類に記載したもののほか、当社ウェブサイトに掲載している上記①から⑤の事項も含まれております。また、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知添付書類に記載したもののほか、当社ウェブサイトに掲載している上記②から⑤の事項も含まれております。
- ◎事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://ir.toyobo.co.jp/ja/ir/stock/shareholder.html>) に掲載させていただきます。
 - ◎決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使[®]」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使[®]」での議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。(QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。)

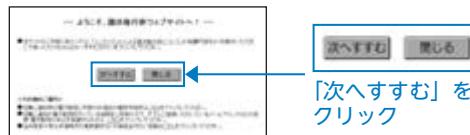
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>



- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



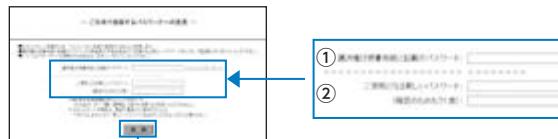
「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

- 3 ①議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。
②新しいパスワードを設定してください。



「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使
に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社「IC」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

(添付書類)

事業報告

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

1. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（以下、「当年度」といいます。）における当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」といいます。）の感染拡大により、世界経済が甚大な打撃を受けた中、中国は新型コロナ感染拡大をいち早く抑え込み、経済活動が復調しました。米国は、人の動きの制限、財政・金融政策により、徐々に経済活動が回復してきました。しかしながら、感染再拡大のうえ、当第4四半期には、半導体不足、原燃料価格高騰も加わり、今後、国内を含む世界経済の正常化には時間がかかることが予想されます。

こうした事業環境において、当社グループは、新型コロナ感染拡大により、当年度前半を中心に自動車関連製品、衣料繊維が影響を受けました。アクリル繊維事業では、事業用資産の減損損失78億17百万円を計上しました。

一方、新型コロナ感染が拡大する中、世の中のPCR検査需要に応えるため、PCR検査用原料や試薬の生産量を倍増する体制をとりました。また、セラミックコンデンサ用離型フィルム“コスモピール”は、自動車生産の回復に伴い販売が復調し、液晶偏光子保護フィルム“コスモシャインSRF”は、新ライン（3号機）による量産を開始し、販売を伸ばしました。

以上の結果、当年度の売上高は3,374億6百万円と前年度比0.6%の減収、営業利益は266億57百万円と前年度比16.9%の増益、経常利益は207億6百万円と前年度比14.8%の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は、42億2百万円と前年度比69.5%の減益となりました。

火災事故および品質に関する不適切事案について

昨年9月に当社犬山工場で火災事故が発生し、従業員2名が亡くなりました。また、エンジニアリングプラスチックの品質に関する不適切事案も判明しました。亡くなったお二人のご冥福をお祈りするとともに、株主の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。当社グループは、二度とこのような事故や品質問題を起こさないよう、再発防止策の実行を徹底してまいります。

事業区分別の概況

事業区分別の概況は、次のとおりです。

なお、当年度より、報告セグメントの区分を変更していますので、以下の前年度比較については、前年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えたうえで比較しています。

フィルム・機能マテリアル

当セグメントは、フィルム事業が堅調に推移した結果、増収増益となりました。

フィルム事業では、包装用フィルムは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により業務用製品等が減少した一方、巣ごもり需要は高まりました。また、火災事故により一部の製品販売は減少しましたが、消費者の環境意識の高まりを背景に環境対応製品は販売を伸ばしました。工業用フィルムは、液晶偏光子保護フィルム“コスモシャインSRF”が堅調に販売を伸ばし、セラミックコンデンサ用離型フィルム“コスモピール”は自動車生産の回復に伴い、当年度後半に復調しました。

機能マテリアル事業では、工業用接着剤“バイロン”、ポリオレフィン用接着性付与剤“ハードレン”は、当年度後半に販売は復調したものの、当年度前半までの新型コロナウイルス感染拡大による販売減少を補えませんでした。一方、水現像型感光性印刷版を扱う光機能材料事業は、中国・欧米向けの販売が堅調に推移しました。

モビリティ

当セグメントは、世界的な自動車生産の復調に伴い、当年度後半の販売は回復したものの、当年度前半までの新型コロナウイルス感染拡大による自動車減産の影響を補えず、減収減益となりました。

エンジニアリングプラスチックは、当年度後半に国内外の需要は回復し、当第4四半期には前年同四半期以上に販売が伸びましたが、当年度前半の自動車減産による販売減少を補うには至りませんでした。エアバッグ用基布は、当年度後半に需要は回復してきたものの、原料逼迫により、苦戦が続きました。

生活・環境

当セグメントは、新型コロナ感染拡大により需要が減少し、スーパー繊維、衣料繊維が低調に推移し、減収減益となりました。

環境ソリューション事業では、溶剤を回収するVOC処理装置は、新型コロナ感染拡大により、新規案件の獲得に苦戦したものの、受注残の販売により通年では堅調でした。海水淡水化用逆浸透膜は、交換膜の受注時期が当年度後半にシフトし、通年では販売を伸ばしました。

不織布事業では、長繊維不織布スパンボンドは、建築・土木用途の販売が伸び悩みました。機能フィルターは、空気清浄機やマスク向けの販売は堅調でしたが、事務機器向けが苦戦しました。

繊維機能材事業では、ポリエステル短繊維は衛生材料用途、機能性クッション材“ブレスエア”は寝装用途の販売が堅調に推移しました。一方、スーパー繊維は、“ツヌーガ”が、世界各地での工場稼働率低下により耐切創手袋の需要が縮小した影響を受け、また、“イザナス”は、国内のロープ用途の需要減退の影響を受けました。

衣料繊維事業では、スポーツ、インナー、スーツ用途の店頭販売などが不振で、受注が大幅に減少しました。中東向け特化生地は、中東各国での外出制限の影響で店頭販売が低調でした。

アクリル繊維は、中国市場の需要低下、アンチダンピング政策により厳しい事業運営を強いられていた中、新型コロナ感染拡大でさらに市場環境が悪化し、苦戦しました。

ライフサイエンス

当セグメントは、医薬品製造受託事業が苦戦したものの、PCR検査用試薬の需要が急拡大し、増収増益となりました。

バイオ事業では、生化学診断薬用原料の需要が減少しましたが、新型コロナ感染拡大に伴い、PCR検査用試薬、遺伝子検査装置などは需要が高まり、販売を大きく伸ばしました。

医薬品製造受託事業は、操業の一時停止、GMP対応に係る費用が増加し、苦戦しました。

メディカル事業では、医用膜において、人工腎臓用中空糸膜の販売が堅調に推移しました。

不動産

その他

当セグメントでは、不動産、エンジニアリング、情報処理サービス、物流サービス等のインフラ事業は、それぞれ概ね計画どおりに推移しました。

事業区分別売上高

区 分	売 上 高	構 成 比	前年度比増減率
フィルム・機能マテリアル	1,528億円	45.3%	20.2%
モビリティ	366	10.8	△16.7
生活・環境	1,091	32.4	△15.0
ライフサイエンス	271	8.0	6.1
不動産	40	1.2	△10.1
その他	78	2.3	△23.7
合 計	3,374	100.0	△0.6

(2) 設備投資等の状況

当年度には、液晶偏光子保護フィルム”コスモシャインSRF”の生産設備増強のほか、総額233億円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当年度の所要資金は、自己資金および借入金等により充当しました。

(4) 重要な組織再編等の状況

当社は、2020年12月25日開催の取締役会において、当社を存続会社、当社子会社の東洋紡フィルムソリューション株式会社を消滅会社とする吸収合併契約の締結を決議し、2021年4月1日付で効力が発生しました。この合併により、両社の特長ある技術・製品ラインアップを融合させ、高機能フィルム製品を一体的かつ効率的に提供できる体制とします。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、創業者である渋沢栄一が座右の銘の一つとしていた『順理則裕』を企業理念としています。『順理則裕』とは、「なすべきことをする、なすべからざることはいない。順理を貫くことで、世の中をゆたかにし、自らの事業も成長させる。」という事業運営の姿勢を示すものと解釈しています。いわゆるCSV（Creating Shared Value：社会課題の解決に貢献するとともに、経済的価値の向上を図り、企業価値を高める）の考え方を創業当時から受け継いでいます。

しかしながら、当年度は火災事故、品質に関する不適切な事案という事業基盤を揺るがしかねない事態が生じました。当社グループは深い反省のもと、信頼回復を2021年度の最優先課題として、経営方針に「持続的な成長に向けて、経営基盤を作り直す」を掲げ、改革に取り組んでまいります。

主な施策

① 信頼の回復

防災に関しては、「安全をすべてに優先する組織風土」をめざして、防災マスタープラン（基本計画）を実行します。品質に関しては、品質保証プロセスを徹底的に見直し、品質マネジメントシステムを再構築します。さらに、リスクの未然防止・早期発見・適切な対応を可能にするため、「リスクマネジメント委員会」を2021年4月に設置し、事業部門、管理部門、監査部門の3つのディフェンスライン体制をとり、グループ全体にわたって取組みを進めます。

② 事業ポートフォリオの組み換え

収益性と成長性の二つの尺度でもって、事業を「拡大」「安定・維持」「改善」に層別し、位置づけに応じた事業運営を行います。当社グループに優位性があり、市場拡大が見込める事業には、中長期の成長拡大をめざして積極的な設備投資を行います。一方、低収益事業については対策を進め、グループ全体の資産効率向上を図ります。

③ 未来への仕込み

全社横断の「みらいプロジェクト」を立ち上げ、デジタル社会、ヘルスケア、環境などの分野において、2030年度以降の事業化をめざす開発テーマを設定します。また、DX戦略の策定と実行、カーボンニュートラル計画策定にも取り組みます。

④ 土台の再構築

モノづくりの現場力を高めるとともに、人材育成と風通しの良い職場環境の整備に取り組みます。また、ダイバーシティの推進、内部監査機能の強化・コンプライアンスの徹底など、持続的成長に必要な土台を再構築します。

当社グループは、上記の施策に取り組みながら、事業を通じて社会課題の解決に貢献し、従業員が誇りとやりがいをもって働き続けられる会社、持続的に成長できるサステナブルな会社をめざしていきます。

なお、新型コロナへの対応については、引き続き当社グループ従業員の安全を確保するとともに、各国の感染状況なども注視しつつ、適切に対応してまいります。

(6) 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	連結会計年度			
	第 160 期 (自 2017.4 至 2018.3)	第 161 期 (自 2018.4 至 2019.3)	第 162 期 (自 2019.4 至 2020.3)	第 163 期 (当連結会計年度) (自 2020.4 至 2021.3)
売上高 (百万円)	331,148	336,698	339,607	337,406
営業利益 (百万円)	23,923	21,727	22,794	26,657
経常利益 (百万円)	20,415	17,788	18,035	20,706
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△損失) (百万円)	13,044	△603	13,774	4,202
1株当たり当期純利益 (△損失) (円)	146.93	△6.80	155.12	47.30
総資産 (百万円)	445,495	461,047	488,874	491,188
純資産 (百万円)	184,515	181,226	182,636	188,635

- (注) 1. 1株当たり当期純利益 (△損失) は、期中平均発行済株式総数 (自己株式を控除した株式数) により算出しています。
2. 2017年10月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株の割合で株式併合を行ったため、第160期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しています。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日) を第161期より適用したことにより、第160期の総資産の金額は組替え後の金額で表示しています。
4. 第160期は、工業用フィルムなどが販売を伸ばし、売上高は前年度比で増加しました。経常利益は受取設備負担金の減少などにより減少しました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、防弾ベストに関連した訴訟の和解金の支払いなどが発生しましたが、本社ビルの信託受益権譲渡による固定資産売却益が発生したことなどにより前年度比増加しました。
5. 第161期は、工業用フィルムなどの販売は好調に推移しましたが、原燃料価格変動の影響を受け、営業利益、経常利益ともに前年度比で減少しました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、火災による損失を特別損失に計上したことなどにより、当期純損失となりました。
6. 第162期は、工業フィルムなどが販売を伸ばし、売上高、営業利益、経常利益が前年度比で増加しました。また、火災事故の受取保険金を計上したこともあり、親会社株主に帰属する当期純利益が前年度比で大幅に増加しました。
7. 第163期は、新型コロナウイルス感染拡大により、年度前半を中心に自動車関連製品、衣料繊維が影響を受けた一方で、フィルム事業が堅調に推移したことなどから、営業利益、経常利益ともに前年度比で増加しました。一方で、アクリル繊維事業の事業用資産の減損損失や犬山工場の火災による損失を特別損失に計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益が前年度比で大幅に減少しました。

(7) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
東洋紡フィルムソリューション株式会社	10,510	100.0	フィルムの製造・販売
日本エクスラン工業株式会社	3,000	80.0	アクリル繊維の製造・販売
東 洋 紡 S T C 株 式 会 社	2,500	100.0	フィルム、機能樹脂、産業マテリアル関連製品の販売、衣料繊維の開発・販売
呉 羽 テ ッ ク 株 式 会 社	400	100.0	不織布の製造・販売
東洋紡エンジニアリング株式会社	120	100.0	建物、機械の設計・施工
東 洋 紡 不 動 産 株 式 会 社	100	100.0	不動産の売買・賃貸
御 幸 毛 織 株 式 会 社	100	100.0	紳士服地の製造・販売
東 洋 ク ロ ス 株 式 会 社	100	100.0	クロス、ビニルレザー、合成皮革等の製造・販売

- (注) 1. 当社は、2021年4月1日付で東洋紡フィルムソリューション株式会社を吸収合併しました。
 2. 重要な子会社の状況に記載した8社を含み、連結子会社は53社、持分法適用会社は6社です。

(8) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

区 分	主 要 製 品
フィルム・機能マテリアル	包装用フィルム、工業用フィルム、工業用接着剤、光機能材料等
モ ビ リ テ ィ	エンジニアリングプラスチック、エアバッグ用基布等
生 活 ・ 環 境	アクア膜、機能フィルター、スーパー繊維、不織布、機能衣料、アパレル製品、衣料テキスタイル、衣料ファイバー等
ラ イ フ サ イ エ ン ス	診断薬用酵素等のバイオ製品、医薬品、医用膜、医療機器等
不 動 産	不動産の賃貸・管理等
そ の 他	建物、機械等の設計・施工、情報処理サービス、物流サービス等

(9) 主要な営業所および工場（2021年3月31日現在）

① 当社

本	社	大阪市	
支	社	東京支社（東京都中央区）、名古屋支社（名古屋市）	
工	場	敦賀事業所（福井県敦賀市）、岩国事業所（山口県岩国市）、富山事業所（富山県射水市）、三重工場（三重県四日市市）、犬山工場（愛知県犬山市）、高砂工場（兵庫県高砂市）	
研	究	所	総合研究所（滋賀県大津市）

② 子会社

東洋紡フィルムソリューション株式会社	本社（東京都中央区） 宇都宮事業所（宇都宮市）
日本エクスラン工業株式会社	本社（大阪市） 西大寺工場（岡山市）
東洋紡S T C株式会社	本社（大阪市）
呉羽テック株式会社	本社工場（滋賀県栗東市）
東洋紡エンジニアリング株式会社	本社（大阪市）
東洋紡不動産株式会社	本社（大阪市）
御幸毛織株式会社	本社（名古屋市）
東洋クロス株式会社	本店・樽井事業所（大阪府泉南市）

(10) 当社グループおよび当社の従業員の状況（2021年3月31日現在）

	従業員数	前年度末比増減
当社グループ	10,149名	76名増
当社	3,365名	184名増

(注) 当社の従業員数は出向者を除いた就業人員です。

(11) 当社グループの主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	25,857百万円
株式会社三井住友銀行	21,592
株式会社三菱UFJ銀行	20,052
三井住友信託銀行株式会社	5,800
日本生命保険相互会社	4,700
農林中央金庫	3,200

(12) その他当社グループの現況に関する重要な事項

① 火災事故について

〔(1) 事業の経過およびその成果〕に記載のとおり、昨年9月27日に当社犬山工場において、従業員2名が亡くなる火災事故が発生しました。事故発生後、二度とこのような事故を起こさないという決意のもと、安全・防災を経営の最優先課題に位置づけ、防災総点検、老朽・不要設備撤去等への投資や防災組織の再構築など必要な措置を推進し、安全文化の醸成を図っています。

② 品質に関する不適切事案について

〔(1) 事業の経過およびその成果〕に記載のとおり、当社は、当年度において、製造販売するエンジニアリングプラスチック製品“プラナック”など複数の製品の品質に関し、認証機関への登録内容と実際の製品の組成が異なる等の不適切な事案を確認したため、これら製品の認証機関で米国の第三者安全科学機関であるUnderwriters Laboratoriesおよび国際標準化機構 (International Organization for Standardization) に当該事実を報告しました。

その結果、本事案の対象となった製品または品質保証システムに関する認証の一部取消し等がなされました。当年度末時点で、これら製品を使用した最終製品に関して事故等の報告は受けていませんが、引き続き、本事案の実態把握と原因究明を行い、実効的な再発防止策を策定・実施するとともに、品質保証体制の再構築を早急に進め、全社一丸となって信頼回復に努めます。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 89,048,792株
(自己株式203,350株を含む)
- (3) 株主数 57,447名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8,303千株	9.35%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,431	6.11
全国共済農業協同組合連合会	3,558	4.00
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	2,091	2.35
株式会社かんぽ生命保険	2,015	2.27
東洋紡従業員持株会	1,832	2.06
東友会	1,801	2.03
日本生命保険相互会社	1,750	1.97
明治安田生命保険相互会社	1,402	1.58
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,258	1.42

(注) 持株比率は、自己株式 (203,350株) を控除して計算しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者
取締役 (社外取締役を除く。)	15,252株	6名

(注) 1. 上記のほか、当社執行役員13名に24,516株を交付しています。
2. 社外取締役および監査役には交付していません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項 (2021年3月31日現在)

該当事項は、ありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 （社長執行役員）	檜 原 誠 慈	内部監査部、カエルプロジェクト推進部の統括
代 表 取 締 役 （副社長執行役員）	渡 邊 賢	社長執行役員の補佐。事業部門の統括。安全・防災推進本部長
取 締 役 （常務執行役員）	竹 内 郁 夫	企画部門の統括。カエルプロジェクト推進部の担当
取 締 役 （執行役員）	大 槻 弘 志	管理部門の統括
取 締 役 （執行役員）	荒 木 良 夫	生産技術革新・品質部門の統括
取 締 役 （執行役員）	白 井 正 勝	HR・サステナビリティ推進部門の統括。内部監査部の担当
取 締 役	中 村 勝	
取 締 役	磯 貝 恭 史	
取 締 役	桜 木 君 枝	会津大学大学院特任教授
取 締 役	播 磨 政 明	伏見町法律事務所弁護士 石原産業株式会社社外監査役 大阪府公害審査会委員、堺市監査委員
監査役（常勤）	永 田 種 昭	
監査役（常勤）	飯 塚 康 広	
監 査 役	竹 中 史 郎	
監 査 役	杉 本 宏 之	公認会計士（杉本公認会計士事務所代表） サカティンクス株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役 中村 勝、磯貝 恭史、桜木 君枝および播磨 政明の各氏は、社外取締役です。
2. 監査役 竹中 史郎および杉本 宏之の両氏は、社外監査役です。
3. 監査役 杉本 宏之氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 取締役 竹内 郁夫、大槻 弘志、荒木 良夫、白井 正勝および播磨 政明の各氏は、2020年6月24日開催の第162回定時株主総会において選任され就任しました。
5. 取締役 坂元 龍三、竹中 茂夫、上乃 均、西山 重雄および岡 豪敏の各氏は、2020年6月24日開催の第162回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任しました。
6. 当社は取締役 中村 勝、磯貝 恭史、桜木 君枝および播磨 政明の各氏ならびに監査役 竹中 史郎および杉本 宏之の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出しています。
7. 社外役員の重要な兼職先と当社との間に、特別な関係はありません。
8. 監査役 竹中 史郎氏は、2020年6月26日付で株式会社オーグス総研の社外監査役を退任しました。同社と当社との間に特別な関係はありません。

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等 (譲渡制限付株式報酬)	
	百万円	百万円	百万円	百万円	名
取締役 (うち社外取締役)	325 (41)	251 (41)	50 (-)	23 (-)	15 (5)
監査役 (うち社外監査役)	66 (15)	66 (15)	- (-)	- (-)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	391 (57)	318 (57)	50 (-)	23 (-)	19 (7)

- (注) 1. 上記には、2020年6月24日開催の第162回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名を含んでいます。
2. 基本報酬は、取締役の役位別報酬および執行役員の役位別報酬の定額部分の合計額です。
3. 譲渡制限付株式報酬の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しています。
4. 使用人兼務取締役の使用人分給与はありません。

② 業績連動報酬等に関する事項

- 取締役（社外取締役を除きます。）に対し適切な動機づけとなるように、報酬の一部については前年度の全社業績評価および担当部門業績評価を反映させる設計としています。
- 全社業績評価の業績指標（以下、「K P I」といいます。）は、主要な経営指標で2018年中期経営計画のK P Iでもある連結営業利益を採用しています。具体的な目標設定額や達成度合いに応じて算出するための計算式については、取締役会が、委員の過半数を独立性の高い社外取締役で構成する役員報酬等諮問会議に原案を諮問し、その答申を踏まえ決定しています。また、担当部門業績評価については、営業利益やR O Aの改善度など各部門業績を総合的に勘案し決定しています。
- 全社業績評価のK P Iである連結営業利益の推移については、「1. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項(6) 当社グループの財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。

③ 非金銭報酬等の内容

- 取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し適切な動機づけとなるように、また、株主との一層の価値共有を推進するため、譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。
- 当社は、対象取締役に対し、報酬の一部として年1回、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給し、対象取締役がその報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことで当社普通株式を取得します。

- ・当社普通株式の1株当たりの払込金額は、報酬債権の額を決定する取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値とします。
- ・対象取締役が取得する普通株式の譲渡制限期間は、払込期日から30年間です。
- ・対象取締役が譲渡制限期間の満了前に、取締役会が正当と認める理由により、当社の取締役その他の一定の地位を退任した場合、付与した譲渡制限付株式の全部または一部について譲渡制限を解除できるものとし、解除する譲渡制限付株式の数および解除時期を合理的に調整します。
- ・対象取締役が譲渡制限期間の満了前に、取締役会が正当と認める理由以外の理由により、当社の取締役その他の一定の地位を退任した場合等、一定の事由に該当した場合には、当社は、付与した譲渡制限付株式を無償で取得します。
- ・譲渡制限期間の満了前に、当社が消滅会社または完全子会社となる組織再編等がなされる場合、取締役会決議により合理的に定める数の譲渡制限付株式についての譲渡制限を当該組織再編等の効力発生日に先立ち解除します。また、譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式は当社が無償で取得します。
- ・当事業年度における付与の状況は、「2. 会社の株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

④ 株主総会決議による定めに関する事項

当社役員の報酬等に関する株主総会決議の内容は、下表に記載のとおりです。

区 分	種 類	上 限	株 主 総 会 決 議
取 締 役	金 銭 報 酬	月額41百万円	2005年6月29日開催 第147回定時株主総会 (株主総会終結時点の員数11名)
	非 金 銭 報 酬 等 (譲渡制限付株式報酬)	年額45百万円 年間45千株	2019年6月25日開催 第161回定時株主総会 (株主総会終結時点の員数6名)
監 査 役	金 銭 報 酬	月額7百万円	2003年6月27日開催 第145回定時株主総会 (株主総会終結時点の員数5名)

⑤ 役員の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

- ・役員の個人別の報酬等の内容についての決定方針の決定方法

役員の個人別の報酬等の内容についての決定方針（以下、「決定方針」といいます。）の決定にあたり、取締役会は、役員報酬等諮問会議に原案を提示のうえ諮問し、答申を踏まえて、2021年2月25日に決議しました。

- ・ 決定方針の内容
 - 基本方針
 - a. 当社従業員の報酬制度は、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、次の方針に従い設計する。
 - － 当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながる動機づけとなること
 - － 優秀な経営人材の確保につながること
 - － 決定の手続きが客観的で透明性の高いこと
 - b. 報酬の構成や水準は、当社の経営環境、従業員給与の水準や外部専門機関の調査に基づく他社水準を踏まえて、見直しを行う。
 - 金銭報酬（業績連動部分含む）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
 - a. 金銭報酬の構成
 - 取締役（社外取締役を除く）の金銭報酬は、月例の固定報酬とし、次の2つにより構成する。
 - － 取締役の役位別（代表取締役、取締役）報酬
 - － 兼務する執行役員役員の役位別報酬
 - b. 上記「兼務する執行役員役員の役位別報酬」については、次のとおりとする。
 - － 「役位別の定額部分」および「前年度の全社業績評価および担当部門業績評価を反映させた短期インセンティブ部分」で構成する。
 - － 全社業績評価の業績指標（K P I）は、主要な経営指標である連結営業利益とし、具体的な目標設定額については、役員報酬等諮問会議に諮問し、その答申を踏まえ取締役会にて決定する。
 - － 担当部門業績評価は、営業利益やROAの改善度などの各部門業績を総合的に勘案して決定する。
 - － 全社業績評価および担当部門業績評価をもとに役員報酬等諮問会議において定められた計算式を用いて、個人別の報酬額を算出し、取締役会において決定する。
 - － 取締役会長の報酬は、その職務に鑑み、社長執行役員報酬に準じる。
 - 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針
 - 持続的な企業価値向上へのインセンティブを高め、株主との一層の価値共有を推進するため、報酬における一定の割合を非金銭報酬として、譲渡制限付株式報酬（業績非連動・事前交付型）を年1回付与する。
 - 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
 - 執行役員を兼務する取締役の報酬は、企業価値向上へのインセンティブが適切に働くように設計することとし、執行役員役員の役位別定額部分、短期インセンティブ部分、非金銭報酬の割合は7：2：1を目安とする（K P I 100%達成の場合）。

■ その他個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

- a. 社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、定額の金銭報酬のみとする。
- b. 監査役の報酬は、各監査役の職務および責任に応じた定額の金銭報酬のみとし、その役割と独立性の観点から、監査役の協議により決定する。
- c. 取締役会の諮問機関として、構成員（委員）の過半数を社外取締役とする役員報酬等諮問会議を設置し、報酬決定の透明性、客観性を確保する。役員報酬等諮問会議は取締役会の諮問を受け、役員報酬の体系、水準、算定方法に加え、役位別報酬の一部を構成する全社業績評価の目標設定額などについても審議する。取締役会は役員報酬等諮問会議の答申を踏まえ、個別の報酬額を最終決定する。

・ 個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会の諮問機関である役員報酬等諮問会議において、当事業年度の個人別報酬等の内容と決定方針の整合性が審議され、取締役会に対し妥当である旨の答申がなされたことから、取締役会としても、その答申を踏まえ、個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しました。

(注) 「役員報酬等諮問会議」は、2021年4月1日付で「取締役指名等審議会」と統合し、あらたに「指名・報酬等諮問委員会」として発足しました。今後は、取締役や執行役員等の指名・報酬に関する諮問機関を一体的に運営することで審議をさらに充実させ、一層の透明性向上と機能強化を図ります。なお、「指名・報酬等諮問委員会」の委員は、過半数を社外取締役とし、社外取締役が委員長を務めます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用による損害を填補することとしています。また、保険料については、当社が全額負担しています。

当社は、上記保険契約により被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、当該保険契約において、被保険者の犯罪行為など一定の事由に起因する損害については、填補の対象としない旨を定めています。

なお、被保険者の範囲は次のとおりです。

対象会社	当社、当社のすべての子会社および豊科フィルム株式会社 (当社の持分法適用関連会社)
被保険者	役員（退任役員を含む。）および管理監督の地位にある従業員

(注) 被保険者における「役員」には取締役および監査役のほか、執行役員が含まれています。

(4) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況等

区分	氏名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	中村 勝	当事業年度開催の取締役会18回すべてに出席し、独立した立場で積極的な発言を行ったほか、取締役指名等審議会、役員報酬等諮問会議の委員を務めるなど、経営者としての豊富な経験や幅広い見識を生かし、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしました。
取締役	磯貝 恭史	当事業年度開催の取締役会18回すべてに出席し、独立した立場で積極的な発言を行ったほか、取締役指名等審議会の委員を務めるなど、品質管理分野に精通した学識経験者としての専門的見地や幅広い見識を生かし、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしました。
取締役	桜木 君枝	当事業年度開催の取締役会18回すべてに出席し、独立した立場で積極的な発言を行ったほか、取締役指名等審議会、役員報酬等諮問会議の委員を務めるなど、企業倫理、コンプライアンスおよびサステナビリティなどの分野に関する豊富な経験や幅広い見識を生かし、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしました。
取締役	播磨 政明	2020年6月24日就任以降開催の取締役会14回すべてに出席し、独立した立場で積極的な発言を行ったほか、取締役指名等審議会、役員報酬等諮問会議の委員を務めるなど、弁護士としての専門的見地や幅広い見識を生かし、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしました。

区分	氏名	主な活動状況
監査役	竹中 史郎	当事業年度開催の取締役会18回および監査役会15回すべてに出席し、上場会社等他社における豊富な監査役の経験や幅広い見識に基づき意見を述べたほか、取締役指名等審議会の委員を務めました。
監査役	杉本 宏之	当事業年度開催の取締役会18回および監査役会15回すべてに出席し、公認会計士としての専門的見地や幅広い見識に基づき意見を述べたほか、取締役指名等審議会の委員を務めました。

(注) 「1. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項(12) その他当社グループの現況に関する重要な事項」に記載のとおり、当社は、当事業年度において、製造販売するエンジニアリングプラスチック製品“プラナック”など複数の製品の品質に関する不適切な事案を確認しました。社外取締役および社外監査役の全員は、当該事実が発覚するまで認識をしていませんでしたが、従前より取締役会などにおいてコンプライアンスを含む内部統制の重要性に関し、随時、必要な助言や注意喚起を行っていました。また、本件発覚後においても、対応委員会のメンバーとして独立した立場から事実の解明のための意見表明を行うとともに、内部管理体制の強化をはじめとする再発防止に向けた提言を行うなど、その職責を果たしています。

② 責任限定契約の概要

当社は、すべての社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額です。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
1. 当社の会計監査人としての報酬等の額	87百万円
2. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	148百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分していませんので、上記金額はこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人による監査計画の内容、職務遂行状況、および報酬見積りの算定方法などについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っています。

(3) 非監査業務の内容

収益認識基準の適用支援業務に係る報酬。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任します。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役から解任した旨および解任の理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定します。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況の概要

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方

当社は、時代の変化に対応し、持続的な企業価値向上のため、「意思決定の迅速性と的確性の確保」「経営の透明性確保」「公正性重視」の考えに立ち、「グループガバナンスの強化」「リスクマネジメントとコンプライアンス体制の強化」等に取り組みます。

(2) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・「決定・監督」と、「業務執行」を明確に分離することにより、経営の透明性、公正性を高めるため、執行役員制をとります。執行役員制については経営規則により明確に規定し、取締役会が執行役員による業務執行を監督する体制とするとともに、執行役員は法令および定款の定めを順守する義務を負うことを執行役員規則に明確に規定します。
- ・コンプライアンス担当執行役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、法務・コンプライアンス部がグループ全体にわたって法令順守を推進します。また、内部通報窓口としてコンプライアンス相談窓口を設置します。
- ・「東洋紡グループ企業行動憲章」「東洋紡グループ社員行動基準」を制定し、当社グループの役員および従業員に配付して法令および企業倫理の順守を周知徹底します。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・執行役員制のもと、取締役会による迅速な意思決定、監督と執行役員による効率的な業務執行ができる体制とします。
- ・「決定・監督」は取締役会が担当し、取締役会長が議長を務めます。「業務執行」では、取締役社長が執行の長として、統括執行役員会議の議長を務めるとともに、執行役員会議を招集します。
- ・統括執行役員会議では、取締役会決議事項の事前審議と取締役会より委任された業務執行に関する事項の決定を行い、執行役員会議では、経営課題の討議や経営方針の伝達を行うなど効率的な業務執行に努めます。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役および執行役員は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の文書情報管理規定に従い適切に保存および管理を行います。

(5) **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ・統括執行役員会議の下部機関として企画審議会、管理審議会を設置し、それぞれ重要な設備投資および新規事業案件、重要な投融資案件等をそれぞれ専門的な観点から審議することにより、経営に関するリスクを管理します。
- ・取締役社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」および「リスクマネジメント委員会」を設置し、グローバルな社会・環境問題を解決する取組みに注力するとともに、当社グループ全体にわたって経営基盤を支えるリスク管理体制の充実に努めます。

(6) **当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ・グループ経営については、当該会社の事業内容に応じ当社の担当部門ごとに管理するとともに、経営企画部が全体的な観点からガバナンスを推進する体制とします。
- ・関係会社の重要な意思決定事項については、取締役会規則、統括執行役員会議規則、関係会社管理内規等により、会社法に則って当社が関与できる範囲を明確にして業務の適正を確保します。
- ・コンプライアンスについては、当社がグループ全体にわたって法令順守を推進します。
- ・財務報告の信頼性を確保するため、グループ会社を含めた内部統制の体制を整備し、その有効な運用および評価を行います。

(7) **監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

① **監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ・監査役職務を補助するため、監査役スタッフを置き、監査役がその指揮命令権を保持します。また、当該スタッフに関する任命および解任、人事考課・一時金の業績評価等の人事運用については監査役会の同意を必要とし、賞罰規定の適用についても監査役会の意見を聞きます。

② **当社および子会社の取締役、使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ・当社およびグループ会社は、監査役監査を定期的に受け、業務状況報告を行います。さらに、当社グループの役員および従業員は、当社監査役から報告を求められたとき、速やかにかつ適切に報告を行います。
- ・当社グループの役員および従業員が当社監査役に直接相談・報告することができるよう専用のメールアドレスを設置します。
- ・当社監査役へ相談・報告をした者に対し、当該相談・報告をしたことを理由として、当社またはグループ会社において解雇その他の不利な取扱いを行わない旨を周知徹底します。

- ③ **監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- ・ 監査役会または各監査役から監査の実施等のために、法律、会計等の専門家に助言を求めなど所要の費用につき請求があった場合は、その請求が職務執行上、必要でない認められる場合を除き、請求に応じて支払います。
- ④ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ・ 経営規則等において、統括執行役員会議、執行役員会議等のグループ経営に関する重要会議に監査役が出席し意見を述べる旨を明確にするとともに、「サステナビリティ委員会」「リスクマネジメント委員会」についても同様の規定を明記します。
 - ・ 監査役は、主要なグループ会社を対象とするグループ監査役連絡会を定期的に開催し、適切な内部統制構築に関する監査の充実を図ります。
 - ・ 監査役は、内部監査部から内部監査結果の報告および財務報告に係る内部統制の評価状況の報告を受けるとともに情報交換を行います。
- (8) **反社会的勢力排除に向けた基本的考え方とその整備状況**
- ・ 反社会的勢力の排除に向け、「東洋紡グループ企業行動憲章」において市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底することを掲げて取り組みます。
- (9) **運用状況の概要**
- 当社は、上記の体制整備に関する基本方針に基づき、当事業年度において、以下の取り組みを行いました。
- ① **職務の執行の効率性および適正性に関する取り組み**
- ・ 定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を6回開催し、法令および定款に規定された事項、経営上の重要事項の決定、業務執行状況の報告および監督を行いました。
 - ・ 取締役会決議事項に該当しない事項については、重要性に応じて定めた詳細かつ具体的な付議・報告基準に従い、取締役会から委任を受けた統括執行役員会議による決議、または稟議による決裁を行いました。
 - ・ グループ会社の意思決定については、業務の効率性および適正性を確保するため、関係会社管理内規等に定められた重要事項について、取締役会または統括執行役員会議で審議を行いました。
- ② **コンプライアンスの推進に関する取り組み**
- 当社は、『順理則裕』の企業理念のもと、「なすべきことをする、なすべからざることばしない」をコンプライアンスの核としています。

- ・統括執行役員会議メンバーが委員となり、経営の観点からグループ全体のコンプライアンスを推進するコンプライアンス委員会と、その下に具体的取組みを検討、推進するコンプライアンス推進委員会を設置しています。当事業年度は、コンプライアンス委員会を2回、コンプライアンス推進委員会を4回開催し、「現場とともに考えるコンプライアンス」をキャッチフレーズに教育、研修、予防措置の実効性向上に取り組みました。
- ・「東洋紡グループ企業行動憲章」および行動規範である「東洋紡グループ社員行動基準」をグループ従業員に配付するとともに、職場にて読み合わせを実施するなど、ルールの周知徹底に努めました。
- ・当社全事業所および海外を含むグループ会社38社に対して、コンプライアンスの勉強会を実施するとともに、法令違反等のトピックを掲載したケーススタディを毎月発行するなど、意識向上を図りました。
- ・コンプライアンス徹底月間には、コンプライアンスアンケートを実施し、順守状況や推進活動に関する課題の把握に努めるとともに、改善に向けた対応を実施しました。
- ・個別の重点テーマとしてグループ会社における個人情報保護を取り上げ、規定体系の点検と整備を進めました。

③ リスク管理に関する取組み

- ・重要な設備投資および新規事業案件、重要な投融資案件につき、企画審議会または管理審議会で審議し、事業環境の変化、関係法令の改正等を踏まえたリスク評価を行い、統括執行役員会議に答申しました。
- ・個々のリスク管理については、安全・防災委員会など各委員会がお客様、株主・投資家、調達お取引先、地域社会、従業員、地球環境など、各ステークホルダーを意識した取組みを実践するとともに、企業理念『順理則裕』の趣旨、精神の浸透を図りました。
- ・これらの委員会活動は、サステナビリティ委員会が取り組むべき課題を明確にして一元的に監督しました。
- ・特に、当社グループの最優先課題である「安全・防災」については、犬山工場の火災事故発生以降、二度とこのような事故を発生させない会社にしていくため、全社で危機感を共有し、以下の取組みを実施しています。
 - 事故調査委員会による原因究明と再発防止策の展開
 - 人命最優先のルール化とその根拠となる教育の徹底
 - 敦賀事業所の火災事故後に実施した防災総点検の内容の見直しと追加対策の実行
 - 全社防災組織の強化（社長直轄の安全・保安防災推進本部を設置）
 - 経営層、管理層の意識改革（安全最優先の徹底）
 - 工場防災要員の増員、防災組織強化の検討
 - 外部専門家を交えた防災プロジェクトによるリスクマネジメント体制の強化

- ・同じく、最優先課題である「品質保証」については、不適切事案の原因を徹底的に調査し、実効性のある確実な再発防止策を検討していきます。品質保証に係るすべてのプロセスを見直し、確実な是正措置を実行するため、全社一丸となって以下の取組みを開始しています。
 - 社長直轄の品質保証本部の設置
 - 事業譲受時のチェック体制の強化
 - 内部監査機能の強化
 - コンプライアンス教育強化と内部通報制度の活用推進
 - 人事異動（ローテーション）の推進
 - 外部専門家を交えた品質プロジェクトによる品質マネジメント推進体制の強化
 - ・当社グループ全体にわたって経営基盤を支えるリスク管理体制の充実を図るため、あらたに「リスクマネジメント委員会」の設置を決定しました。
- ④ **監査役の監査体制に関する取組み**
- ・ 監査役スタッフを2名置き、監査役の職務を補助しました。
 - ・ 当社事業部門、スタッフ部門やグループ会社は、監査役に業務状況報告を行ったほか、「組織マネジメント強化への取組み（レジリエンスを高める）」の中で、安全・防災・品質等のリスクマネジメント、コンプライアンス、コミュニケーション、人材育成等に関する監査役監査を受けました。
 - ・ 監査役は、当社規定に基づき、法令に定められた会議への出席のほか、重要な会議、委員会に出席し、情報収集するとともに、独立した客観的な立場で意見を述べました。
 - ・ グループ監査役連絡会は定期的で開催され、各グループ会社の重点課題と取組状況に関する報告、情報交換などにより、当社グループの監査体制の充実が図られました。
 - ・ 内部監査部は、監査結果の共有を目的とした報告を行うとともに、必要に応じて情報交換および意見交換を行い、連携を強化しました。
 - ・ 三様監査ミーティングを定期的で開催し、監査役、会計監査人、内部監査部それぞれの状況報告と情報交換を行い、各監査の実効性・効率性向上と監査環境の整備に努めました。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	212,963	流動負債	131,444
現金及び預金	34,695	支払手形及び買掛金	40,879
受取手形及び売掛金	85,182	電子記録債務	4,881
電子記録債権	8,709	短期借入金	40,767
商品及び製品	45,785	1年内返済予定の長期借入金	10,107
仕掛品	11,480	1年内償還予定の社債	10,000
原材料及び貯蔵品	19,045	未払法人税等	1,971
その他	8,203	賞与引当金	4,691
貸倒引当金	△136	その他	18,147
固定資産	278,225	固定負債	171,109
有形固定資産	224,640	社債	45,000
建物及び構築物	54,227	長期借入金	77,046
機械装置及び運搬具	56,053	リース債務	3,133
土地	93,169	繰延税金負債	3,299
リース資産	996	再評価に係る繰延税金負債	20,156
建設仮勘定	12,454	役員退職慰労引当金	241
その他	7,742	環境対策引当金	31
無形固定資産	4,674	退職給付に係る負債	18,288
投資その他の資産	48,911	その他	3,915
投資有価証券	26,503	負債合計	302,553
繰延税金資産	15,066	(純資産の部)	
その他	8,191	株主資本	147,989
貸倒引当金	△849	資本金	51,730
資産合計	491,188	資本剰余金	32,202
		利益剰余金	64,351
		自己株式	△294
		その他の包括利益累計額	37,740
		その他有価証券評価差額金	7,038
		繰延ヘッジ損益	11
		土地再評価差額金	42,708
		為替換算調整勘定	△11,052
		退職給付に係る調整累計額	△965
		非支配株主持分	2,906
		純資産合計	188,635
		負債・純資産合計	491,188

連結損益計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		337,406
売上原価		247,032
売上総利益		90,375
販売費及び一般管理費		63,718
営業利益		26,657
営業外収益		
受取利息及び配当金	619	
その他	2,512	3,131
営業外費用		
支払利息	1,283	
その他	7,799	9,082
経常利益		20,706
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	387	
固定資産売却益	85	
関係会社清算益	157	629
特別損失		
減災による損失	8,923	
固定資産処分損失	1,906	
その他	3,558	
	1,366	15,753
税金等調整前当期純利益		5,582
法人税、住民税及び事業税	3,541	
法人税等調整額	△271	3,270
当期純利益		2,313
非支配株主に帰属する当期純損失		△1,889
親会社株主に帰属する当期純利益		4,202

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
流動資産	141,426	流動負債	113,698
現金及び預金	19,096	買掛金	22,409
受取手形	3,406	電子記録債権	780
売掛金	53,205	短期借入金	36,544
電子記録債権	3,144	1年内償還予定の社債	10,000
製品	28,874	1年内返済予定の長期借入金	5,970
仕掛品	6,248	リース債権	55
材料及び貯蔵品	9,442	未払金	11,352
前払費用	131	未払費用	2,478
短期貸付金	11,921	未払法人税等	243
その他の他	5,959	前受り金	251
固定資産	280,167	預賞金	20,093
有形固定資産	178,097	与引当金	2,854
建物	31,725	その他の負債	669
構築物	4,952	社債	45,000
機械及び装置	43,478	長期借入金	74,894
車両及び運搬具	126	リース債権	119
工具、器具及び備品	4,039	再評価に係る繰延税金負債	18,655
土地	83,473	退職給付引当金	12,907
リース資産	170	環境対策引当金	10
建設仮勘定	10,134	その他	1,198
無形固定資産	2,593	負債合計	266,480
ソフトウェア	1,864	(純資産の部)	
その他の他	729	株主資本	113,278
投資その他の資産	99,477	資本金	51,730
投資有価証券	8,727	本剰余金	32,571
関係会社株式	71,359	資本準備金	19,224
関係会社出資金	10,458	その他の資本剰余金	13,347
長期貸付金	2,159	利益剰余金	29,272
繰延税金資産	5,141	その他の利益剰余金	29,272
その他の他	2,697	繰越利益剰余金	29,272
貸倒引当金	△1,063	自己株式	△294
資産合計	421,593	評価・換算差額等	41,834
		その他有価証券評価差額金	2,183
		繰延ヘッジ損益	△3
		土地再評価差額金	39,654
		純資産合計	155,112
		負債・純資産合計	421,593

損益計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		197,251
売上原価		139,141
売上総利益		58,110
販売費及び一般管理費		39,680
営業利益		18,430
営業外収益		
受取利息及び配当金	764	
その他	1,970	2,734
営業外費用		
支払利息	927	
その他	5,988	6,915
経常利益		14,249
特別利益		
関係会社株式売却益	70	70
特別損失		
減損による損失	324	
火災に よる 損失	1,906	
固定資産処分損	3,499	
関係会社株式評価損	9,340	
その他	2,088	17,157
税引前当期純損失		2,837
法人税、住民税及び事業税	861	
法人税等調整額	1,052	1,913
当期純損失		4,750

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

東洋紡株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野友之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田徹雄	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大橋盛子	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋紡株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋紡株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

東洋紡株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小	野	友	之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	田	徹	雄	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	橋	盛	子	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋紡株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第163期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第163期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と、web会議システムを含めて意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載の通り、昨年9月27日に犬山工場で発生した火災事故を教訓として、二度とこのような事故を発生させない会社にしていくため、安全・防災を経営の最優先課題と位置づけた取組みを実施しております。監査役会としましては、今後もその取組みの実施状況について、注視してまいります。

また、事業報告に記載の通り、プラナックなど複数の製品の品質に関する不適切事案につきましては、本事案の実態把握と原因究明を行い、実効的な再発防止策を策定・実施するとともに、品質保証体制の再構築を進めております。監査役会としましては、それらの取組みが着実に実行されるよう、注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載の通り、新型コロナウイルス感染症に対しては、グループ従業員の安全を確保しながら、適切に対応していくことを確認しております。監査役会としましては、今後もその対応を注視してまいります。

2021年5月10日

東洋紡株式会社 監査役会

監査役(常勤) 永 田 種 昭 ㊟

監査役(常勤) 飯 塚 康 広 ㊟

監 査 役 竹 中 史 郎 ㊟

監 査 役 杉 本 宏 之 ㊟

(注) 監査役 竹中 史郎及び監査役 杉本 宏之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を最重要事項の一つと認識しており、安定的な配当の継続を基本としつつ、持続性のある利益水準、将来投資のための内部留保、財務体質の改善などを勘案したうえで、総還元性向30%を目安として総合的に判断しております。当期の期末配当につきましては、事業報告に記載しました当期の業績を踏まえて、前期と同額の1株につき40円とさせていただきたいと存じます。

1	配当財産の種類	金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金 40 円 総額 3,553,817,680 円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月25日

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、経営体制の強化のため1名増員し、取締役11名（うち社外取締役4名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	取締役会出席状況
1	な ら は ら せい じ 檀 原 誠 慈 再任	取締役会長	100% (18/18回)
2	た け う ち いく お 竹 内 郁 夫 再任	代表取締役社長兼社長執行役員	100% (14/14回)
3	も り し げ ち か お 森 重 地 加 男 新任	専務執行役員	—
4	お お う ち ゆ た か 大 内 裕 新任	常務執行役員	—
5	お お つ き ひ ろ し 大 槻 弘 志 再任	取締役兼常務執行役員	100% (14/14回)
6	あ ら き よ し お 荒 木 良 夫 再任	取締役兼執行役員	100% (14/14回)
7	し ら い ま さ か つ 白 井 正 勝 再任	取締役兼執行役員	100% (14/14回)
8	な か む ら ま さ る 中 村 勝 再任 社外 独立	取締役	100% (18/18回)
9	い そ が い た か ふ み 磯 貝 恭 史 再任 社外 独立	取締役	100% (18/18回)
10	さ く ら き き み え 桜 木 君 枝 再任 社外 独立	取締役	100% (18/18回)
11	は り ま ま さ あ き 播 磨 政 明 再任 社外 独立	取締役	100% (14/14回)

- (注) 1. 竹内 郁夫、大槻 弘志、荒木 良夫、白井 正勝および播磨 政明の各氏の取締役会出席状況は、2020年6月24日の就任後に開催された取締役会を対象としています。
2. 各候補者の指名にあたっては、当社取締役会の諮問機関である取締役指名等審議会（現 指名・報酬等諮問委員会）の答申を踏まえて決定しています。



候補者番号

1 なら 檀 はら 原 せい 誠 じ 慈 1956年10月17日生 再任

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年1月 当社入社
2010年4月 執行役員
2011年6月 取締役兼執行役員
2014年4月 代表取締役社長兼社長執行役員
2021年4月 取締役会長 現在に至る

所有する当社株式の数

29,214 株

取締役会出席状況

100% (18/18回)



候補者番号

2 たけ 竹 うち 内 いく 郁 お 夫 1962年10月15日生 再任

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社
2015年10月 参与、経営企画室長
2018年4月 執行役員
2020年4月 常務執行役員
2020年6月 取締役兼常務執行役員
2021年4月 代表取締役社長兼社長執行役員 現在に至る

所有する当社株式の数

12,456 株

取締役会出席状況

100% (14/14回)

(現 内部監査部、カエルプロジェクト推進部、サステナビリティ推進部の統括)



候補者番号

3 森 重 地加男

1960年4月19日生

新任

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年4月 当社入社
 2006年4月 パッケージング開発部長
 2009年10月 フィルム開発部長
 2014年4月 参与、フィルム開発部長
 2014年6月 参与、化成品生産技術総括部長
 2017年4月 執行役員
 2019年4月 常務執行役員
 2020年4月 専務執行役員 現在に至る

所有する当社株式の数

8,172 株

取締役会出席状況

—

(現 安全・保安防災推進本部長。フィルム・機能マテリアルソリューション本部長。化成品加工事業総括部長)



候補者番号

4 大 内 裕

1956年7月17日生

新任

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年5月 協和発酵工業株式会社（現 協和キリン株式会社）入社
 2009年6月 協和発酵バイオ株式会社 取締役
 2012年3月 協和発酵キリン株式会社（現 協和キリン株式会社）常務執行役員
 2019年4月 当社入社
 2020年4月 常務執行役員 現在に至る

所有する当社株式の数

2,474 株

取締役会出席状況

—

(現 ライフサイエンスソリューション本部長)



候補者番号

5 おお つき ひろ し 大 槻 弘 志 1961年2月19日生 再任

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年11月 当社入社
2010年6月 財務部長兼経営企画室主幹
2014年10月 参与、化成品企画管理室長兼フィルム事業管理部長
2017年4月 執行役員
2020年6月 取締役兼執行役員
2021年4月 取締役兼常務執行役員 現在に至る

(現 管理部門の統括。カエルプロジェクト推進部の担当)

所有する当社株式の数

7,865 株

取締役会出席状況

100% (14/14回)



候補者番号

6 あら き よし お 荒 木 良 夫 1960年2月22日生 再任

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社
2008年1月 ポリマー生産技術部長兼コーポレート研究所プロジェクトD部長
2013年10月 参与、化成品生産技術部長
2018年4月 執行役員
2020年6月 取締役兼執行役員 現在に至る

(現 品質保証本部長。生産技術革新部門の統括)

所有する当社株式の数

12,014 株

取締役会出席状況

100% (14/14回)



候補者番号

7 ^{しら}白 ^い井 ^{まさ}正 ^{かつ}勝

1962年9月6日生

再任

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社
 2012年4月 人事労政部長
 2016年10月 参与、人事部長
 2017年5月 参与、株式会社東洋紡システムクリエートへ出向
 2018年4月 執行役員
 2020年6月 取締役兼執行役員 現在に至る

(現 HR・コーポレートコミュニケーション部門の統括。内部監査部の担当)

所有する当社株式の数

9,162 株

取締役会出席状況

100% (14/14回)



候補者番号

8 ^{なか}中 ^{むら}村 ^{まさる}勝

1953年9月3日生

再任

社外

独立

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年4月 住友商事株式会社入社
 2006年4月 同社理事
 2008年4月 同社執行役員
 2010年4月 同社常務執行役員
 2012年4月 同社専務執行役員
 2016年4月 同社顧問
 2017年6月 当社社外取締役 現在に至る

所有する当社株式の数

0 株

取締役会出席状況

100% (18/18回)

〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕

中村 勝氏は、経営者としての豊富な経験や幅広い見識を生かし、取締役会において独立した立場で積極的に発言を行ったほか、取締役指名等審議会、役員報酬等諮問会議の委員を務めるなど、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしています。これらの実績を踏まえ、引き続き上記役割を果たしていただけるものと期待し、社外取締役候補者となりました。



候補者番号

9

いそ がい たか ふみ
磯 貝 恭 史

1949年4月4日生

社外

再任

独立

所有する当社株式の数

0株

取締役会出席状況

100% (18/18回)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年1月 大阪大学教養部助教授
1996年4月 大阪大学大学院基礎工学研究科助教授
2002年4月 神戸商船大学商船学部教授
2003年10月 神戸大学海事科学部教授
2013年4月 流通科学大学商学部教授
2018年4月 流通科学大学非常勤講師
2018年6月 当社社外取締役 現在に至る

〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕

磯貝 恭史氏は、品質管理分野に精通した学識経験者としての専門的見地や幅広い見識を生かし、取締役会において独立した立場で積極的に発言を行ったほか、取締役指名等審議会の委員を務めるなど、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしています。これらの実績を踏まえ、引き続き上記役割を果たしていただけるものと期待し、社外取締役候補者としました。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を遂行いただけるものと判断しています。



候補者番号

10 さくら きみ え
桜木君枝 1958年9月6日生

社外

再任

独立

所有する当社株式の数

0 株

取締役会出席状況

100% (18/18回)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981年3月 株式会社福武書店（現 株式会社ベネッセホールディングス）入社
1995年4月 同社出版部書籍事業部門統括
1998年11月 同社ビジネスエシックスコミティ課長
2003年1月 同社企業倫理・コンプライアンス室長
2003年6月 同社常勤監査役
2007年4月 会津大学大学院特任教授 現在に至る
2019年6月 株式会社ベネッセホールディングス常勤監査役退任
2019年6月 当社社外取締役 現在に至る

[重要な兼職の状況]

会津大学大学院特任教授

[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

桜木君枝氏は、企業倫理、コンプライアンスおよびサステナビリティなどの分野に関する豊富な経験や幅広い見識を生かし、取締役会において独立した立場で積極的に発言を行ったほか、取締役指名等審議会、役員報酬等諮問会議の委員を務めるなど、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしています。これらの実績を踏まえ、引き続き上記役割を果たしていたけると期待し、社外取締役候補者となりました。



候補者番号

11 はり ま まさ あき
播 磨 政 明

1950年12月9日生

社外

再任

独立

所有する当社株式の数

0 株

取締役会出席状況

100% (14/14回)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年4月 大阪地方裁判所判事補
1980年4月 福島地方・家庭裁判所判事補、福島簡易裁判所判事
1981年5月 弁護士登録（大阪弁護士会）
1987年9月 播磨法律事務所（現 伏見町法律事務所）開設 現在に至る
2010年4月 大阪市公正職務審査委員会委員長
2011年6月 石原産業株式会社社外監査役 現在に至る
2014年3月 大阪府労働委員会会長
2014年6月 当社独立委員会委員
2018年11月 大阪府公害審査会委員
2019年10月 堺市監査委員 現在に至る
2020年6月 当社社外取締役 現在に至る
2021年4月 大阪府公害審査会会長 現在に至る

〔重要な兼職の状況〕

伏見町法律事務所弁護士
石原産業株式会社社外監査役
堺市監査委員
大阪府公害審査会会長

〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕

播磨 政明氏は、弁護士としての専門的見地や幅広い見識を生かし、取締役会において独立した立場で積極的に発言を行ったほか、取締役指名等審議会、役員報酬等諮問会議の委員を務めるなど、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしています。これらの実績を踏まえ、引き続き上記役割を果たしていただけるものと期待し、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を遂行いただけるものと判断しています。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用による損害を填補することとしています。すべての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれ、また、次回更新時には同内容で更新することを予定しています。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。
3. 取締役候補者のうち、中村 勝、磯貝 恭史、桜木 君枝および播磨 政明の各氏は、社外取締役候補者です。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりです。
- (1) 当社の社外取締役に就任してからの年数
- ・中村 勝氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年です。
 - ・磯貝 恭史氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年です。
 - ・桜木 君枝氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年です。
 - ・播磨 政明氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年です。
- (2) 社外取締役との責任限定契約
当社は、定款第28条において、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当社は、中村 勝、磯貝 恭史、桜木 君枝および播磨 政明の各氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しています。各氏の選任が承認された場合、当社は、各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定です。
- (3) 独立性に関する事項
- ・中村 勝、磯貝 恭史、桜木 君枝および播磨 政明の各氏は、いずれも当社が定めた「社外役員独立性基準」の要件を満たしています。
 - ・中村 勝氏が過去に業務執行者であった住友商事株式会社と当社との間には、取引関係がありますが、その取引額は、直近年度において両社の連結売上高のそれぞれ1%未満です。
 - ・磯貝 恭史氏が過去に教授を務めていた流通科学大学と当社との間に取引関係はありません。
 - ・桜木 君枝氏が過去に監査役を務めていた株式会社ベネッセホールディングスと当社との間に取引関係はありません。また、同氏の重要な兼職先である会津大学との間にも取引関係はありません。
 - ・播磨 政明氏の重要な兼職先である伏見町法律事務所および石原産業株式会社との間に取引関係はありません。
 - ・当社は、中村 勝、磯貝 恭史、桜木 君枝および播磨 政明の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出しています。
- (4) 社外取締役候補者が現に当社の社外取締役であって、直近の任期中に当社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実ならびに当該候補者が行った予防行為および発生の対応行為の概要
事業報告に記載のとおり、当社は、直近年度において、製造販売するエンジニアリングプラスチック製品“プラナック”など複数の製品の品質に関する不適切な事案を確認しました。中村 勝、磯貝 恭史、桜木 君枝および播磨 政明の各氏は、当該事実が発覚するまで認識をしていませんでしたが、従前より取締役会などにおいてコンプライアンスを含む内部統制の重要性に関し、随時、必要な助言や注意喚起を行っていました。また、本件発覚後においても、対応委員会のメンバーとして独立した立場から事実の解明のための意見表明を行うとともに、内部管理体制の強化をはじめとする再発防止に向けた提言を行うなど、その職責を果たしています。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役 永田 種昭、竹中 史郎および杉本 宏之の各氏（3名）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査役3名（うち社外監査役2名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号

1 ^た田 ^ぼ保 ^{たか}高 ^{ゆき}幸

1961年2月5日生

新任

略歴、地位および重要な兼職の状況

1983年4月 当社入社

2010年3月 経理部長

2013年10月 参与、経理部長

2017年4月 執行役員 現在に至る
(2021年6月退任予定)

2020年4月 東洋紡S T C株式会社代表取締役社長 現在に至る
(2021年6月退任予定)

所有する当社株式の数
5,779 株

取締役会出席状況

—

監査役会出席状況

—

(現 生活・環境ソリューション本部長の補佐)



所有する当社株式の数

1,000 株

取締役会出席状況

100% (18/18回)

監査役会出席状況

100% (15/15回)

候補者番号

2 すぎ 杉 もと 本 ひろ 宏 ゆき 之

1953年2月24日生

再任

社外

独立

略歴、地位および重要な兼職の状況

1975年11月 監査法人朝日会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入社
1979年9月 公認会計士登録
2000年5月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）代表社員
2008年6月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）本部理事
2010年8月 同法人退社
2010年9月 杉本公認会計士事務所開設、代表 現在に至る
2016年3月 サカタイムクス株式会社社外監査役 現在に至る
2017年6月 当社社外監査役 現在に至る

[重要な兼職の状況]

杉本公認会計士事務所代表
サカタイムクス株式会社社外監査役

[社外監査役候補者とした理由]

杉本 宏之氏は、公認会計士として監査に関する豊富な経験を有しています。社外監査役としてその知見や幅広い見識を生かし、当社の監査に反映していただいていることから、引き続き社外監査役候補者としました。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を遂行いただけるものと判断しています。



候補者番号

3 入 江 昭 彦

1956年9月18日生

新任

社外

独立

略歴、地位および重要な兼職の状況

1980年4月 大阪瓦斯株式会社入社
2009年6月 同社理事
2012年4月 同社執行役員
2015年4月 同社参与
2015年6月 同社監査役
2019年6月 大阪ガス都市開発株式会社社外監査役 現在に至る

所有する当社株式の数

0株

取締役会出席状況

—

監査役会出席状況

—

[重要な兼職の状況]

大阪ガス都市開発株式会社社外監査役

[社外監査役候補者とした理由]

入江 昭彦氏は上場会社等の監査役を務めるなど監査に関する豊富な経験を有しています。その知見や幅広い見識を生かし、当社の監査に反映していただくため、社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用による損害を填補することとしています。すべての監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれ、また、次回更新時には同内容で更新することを予定しています。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。
3. 監査役候補者のうち、杉本 宏之および入江 昭彦の両氏は、社外監査役候補者です。
4. 社外監査役候補者に関する特記事項は、以下のとおりです。
- (1) 当社の社外監査役に就任してからの年数
杉本 宏之氏の社外監査役との在任期間は、本総会終結の時をもって4年です。
 - (2) 社外監査役との責任限定契約
当社は、定款第36条において、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当社は杉本 宏之氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しています。同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定です。また、入江 昭彦氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で同様の契約を締結する予定です。
 - (3) 独立性に関する事項
・杉本 宏之および入江 昭彦の両氏は、いずれも当社が定めた「社外役員の独立性基準」の要件を満たしています。

- ・杉本 宏之氏が過去に在籍していた有限責任あずさ監査法人は、当社の会計監査人ですが、同氏は10年以上前に退職しており、独立性に影響を及ぼすものではありません。また、同氏の重要な兼職先である杉本公認会計士事務所およびサカティンクス株式会社と当社との間に取引関係はありません。
 - ・入江 昭彦氏が過去に監査役を務めていた大阪瓦斯株式会社と当社との間には、取引関係がありますが、その取引額は、直近年度において両社の連結売上高のそれぞれ1%未満です。また、同氏の重要な兼職先である大阪ガス都市開発株式会社と当社との間に取引関係はありません。
 - ・当社は、杉本 宏之および入江 昭彦の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出しています。
- (4) 社外監査役候補者が現に当社の社外監査役であって、直近の任期中に当社において法令または定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実ならびに当該候補者が行った予防行為および発生後の対応行為の概要
- 事業報告に記載のとおり、当社は、直近年度において、製造販売するエンジニアリングプラスチック製品“プラナック”など複数の製品の品質に関する不適切な事案を確認しました。杉本 宏之氏は、当該事実が発覚するまで認識をしていませんでしたが、従前より取締役会などにおいてコンプライアンスを含む内部統制の重要性に関し、随時、必要な意見を述べ注意喚起を行っていました。また、本件発覚後においても、対応委員会のメンバーとして独立した立場から事実の解明のための意見表明を行うとともに、内部管理体制の強化をはじめとする再発防止に向けた意見を述べるなど、その職責を果たしています。
5. 各候補者の指名にあたっては、当社取締役会の諮問機関である取締役指名等審議会（現 指名・報酬等諮問委員会）の答申を踏まえて決定しています。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

さと い よし のり
里 井 義 昇

1962年12月10日生

所有する当社株式の数 0株

社外

独立

略歴および重要な兼職の状況

1996年4月 弁護士登録

1996年4月 高木茂太市法律事務所入所

2006年2月 象印マホービン株式会社社外監査役

2015年6月 NCS & A株式会社社外監査役

2015年6月 当社社外監査役

2016年12月 やさか法律事務所入所 現在に至る

[重要な兼職の状況]

やさか法律事務所弁護士

[補欠の社外監査役候補者とした理由]

里井 義昇氏は、弁護士として豊富な経験を有しています。その知見や幅広い見識を生かし、当社の監査に反映していただくため、補欠の社外監査役候補者となりました。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、2015年6月から2017年6月まで当社社外監査役を務め、当社グループの事業内容および監査体制などについても十分な知見を有しているため、法令に定める監査役の員数を欠くこととなった場合においても適切に職務を遂行いただけるものと判断しています。

- (注) 1. 当社グループは、里井 義昇氏に当社コンプライアンス相談の社外窓口およびグループ会社の個別案件で報酬を支払っていますが、その額は直近年度において4百万円と僅少であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。
2. 補欠監査役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用による損害を填補することとしています。里井 義昇氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれ、また、次回更新時には同内容で更新することを予定しています。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。
3. 里井 義昇氏は、補欠の社外監査役候補者です。
4. 補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は、以下のとおりです。
- (1) 社外監査役との責任限定契約
当社は、定款第36条において、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めています。里井 義昇氏が社外監査役に就任した場合、当社は、同氏との間で法令が規定する額を限度とする当該責任限定契約を締結する予定です。
- (2) 独立性に関する事項
・里井 義昇氏の重要な兼職先であるやさか法律事務所と当社との間で顧問契約はなく、また、当社が定めた「社外役員の独立性基準」の要件を満たしています。

- ・同氏が社外監査役に就任した場合には、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定です。

<ご参考> 取締役会および監査役会の構成

第2号議案および第3号議案が原案のとおり承認可決されますと、取締役会および監査役会の構成は以下のとおりとなる予定です。

■取締役会

氏名	年齢(歳)	当社における地位	非業務執行役員	独立役員	指名・報酬等 諮問委員会
榎原 誠 慈	64	取締役会長	● (取締役会議長)		●
竹内 郁 夫	58	代表取締役社長 兼社長執行役員			
森重 地 加 男	61	代表取締役 兼専務執行役員			
大内 裕	64	取締役 兼常務執行役員			
大槻 弘 志	60	取締役 兼常務執行役員			
荒木 良 夫	61	取締役 兼執行役員			
白井 正 勝	58	取締役 兼執行役員			
中村 勝	67	取締役	●	●	● (委員長)
磯貝 恭 史	72	取締役	●	●	
桜木 君 枝	62	取締役	●	●	●
播磨 政 明	70	取締役	●	●	

■監査役会

氏名	年齢(歳)	当社における地位	非業務執行役員	独立役員	指名・報酬等 諮問委員会
飯塚 康 広	62	常勤監査役	●		
田保 高 幸	60	常勤監査役	●		
杉本 宏 之	68	監査役	●	●	● (オブザーバー)
入江 昭 彦	64	監査役	●	●	

- (注) 1. 年齢は、本総会終了時のものです。
2. 当社は、監査役会設置会社ですが、コーポレート・ガバナンス体制を充実させるため、取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬等諮問委員会を設置しています。

<ご参考> 社外役員の独立性基準

次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役および社外監査役（候補者を含む）は、当社からの独立性が高く、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないものと判断する。

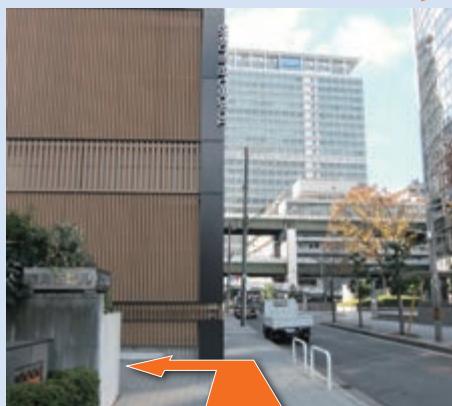
- (1) 当社の主要株主（議決権保有割合が10%以上である者をいう、以下同じ）、またはその会社の業務執行者
 - (2) 当社が主要株主である会社の業務執行者
 - (3) 当社を主要な取引先とする者（当社に対して製品もしくはサービスを提供している者であって、過去3事業年度の平均年間取引額が当該取引先の年間総売上高の2%超に相当する金額となる取引先をいう）またはその会社の業務執行者
 - (4) 当社の主要な取引先（当社が製品もしくはサービスを提供している者であって、過去3事業年度の平均年間取引額が当社の年間総売上高の2%超に相当する金額となる取引先をいう）またはその会社の業務執行者
 - (5) 当社の主要な借入先（その借入残高が当社総資産の2%超に相当する金額である借入先をいう）である金融機関の業務執行者
 - (6) 当社から役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家として年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている個人、または年間1億円以上を得ている法人等に所属する者
 - (7) 上記(1)乃至(6)に過去3年以内に該当していた者
 - (8) 上記(1)乃至(7)に該当する者の二親等内の親族
- (注) 上記の属性に該当しない場合であっても、当社のグループ会社または取引先のグループ会社における取引高等を勘案して、独立性がないと判断する場合がある。

以 上

以 上

株主総会会場周辺詳細図

A 大阪駅方面からお越しの場合



B 渡辺橋駅方面からお越しの場合



※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
 ※スロープの入口が、ビル北東側にございます。

株主総会ご出席の株主様へのお土産の用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会会場案内図



会場周辺については、前頁もご参照ください。

会場

当社本社12階大ホール

大阪市北区堂島浜二丁目2番8号



正面玄関(南)側より

株主総会ご出席の株主様へのお土産の用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

※スロープの入口が、ビル北東側にございます。

交通

■ JR	大阪駅	桜橋口から	徒歩約15分
■ JR東西線	北新地駅	西改札口から	徒歩約10分
■ 阪神本線	大阪梅田駅	西第3改札口から	徒歩約15分
■ 京阪中之島線	渡辺橋駅	⑦番出口から	徒歩約7分
■ 大阪メトロ	西梅田駅	南改札口から	徒歩約10分
	肥後橋駅	②番出口から	徒歩約10分

UD
FONT

見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。